

南三陸町安全・安心なまちづくり条例（案）に関する意見に対する回答

- 1 意見公募の実施期間 平成26年7月1日から同月31日まで
- 2 意見公募の公表方法 毎戸向けチラシの配布（町広報紙の配布と同範囲）、町ホームページへの掲載並びに南三陸町役場及び歌津総合支所への資料備付
- 3 意見の提出方法 郵便、ファクシミリ、電子メール又は町担当課への持参による提出
- 4 意見公募した結果 意見を提出された方3人（意見の件数4件）
- 5 意見概要 次のとおり

番号	意見の要旨	町の考え方
1	<p>条例案において10人以内としている地域安全指導員について、10人以内では各行政区の実情に合った指導が十分にできないと思うので、最低でも1行政区に1人の指導員が必要。</p>	<p>各行政区には、行政区長その他自治組織の代表、自主防災組織の代表、民生委員児童委員（社会福祉委員）等の安全・安心なまちづくりを担っていただく職にある方々も存在します。</p> <p>今般設置する地域安全指導員は、そうした地域の方々と協力、連携等をし、また、必要に応じた助言の実施等、町全体にわたる施策・組織的な活動を展開するものとして予定しております。</p> <p>今般の条例制定においては、定数を10人以内として制度創設をさせていただきますが、御意見も受け、附属機関として新たに「安全・安心なまちづくり推進会議」を設置し、地域安全指導員の活動その他の安全・安心なまちづくりについて常時・継続的に審議等を行っていくことといたします。</p>

番号	意見の要旨	町の考え方
2	<p>条例案前文について、主旨をより明確にするため、用語を修正すべき。</p> <p>※ 提出いただいた意見の詳細（修正すべきとされた箇所）については、最終ページに記載しています。</p>	<p>御意見に基づき、見直しが必要と認められる箇所について、見直しを実施いたします。</p> <p>なお、見直しを反映した後の内容につきましては、南三陸町安全・安心なまちづくり条例を御確認願います。</p>

番号	意見の要旨	町の考え方
3	<p>災害時要援護者支援制度を推進し、制度の対象者をより明確に広げるため、条例案において「子ども、高齢者、障害者、女性、観光客その他の非常時において配慮を要する者」としている要配慮者の定義について、「乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、生活困窮者」を加えるべき。</p>	<p>今般の条例案においては、要配慮者の一例として「子ども、高齢者、障害者、女性、観光客」をお示ししているものですが、御意見に基づき、他の対象との重なりを考慮した上で、例示として明確に表示すべきと認められる対象について追加する見直しを実施いたします。</p> <p>なお、見直しを反映した後の内容につきましては、南三陸町安全・安心なまちづくり条例を御確認願います。</p>

番号	意見の要旨	町の考え方
4	<p>毎月11日を町の「安全・安心の日」とすることについて、学校、幼児施設等、町の様々な分野で一斉に取り組み、風化させない工夫が大切と考えるため、賛成する。</p>	<p>毎月11日の「安全・安心の日」に関しましては、町民や事業者の方々が取り組みやすく、かつ、効果が継続して期待できる施策について展開すべく、引き続き検討を進めてまいります。</p>

※ 意見番号2の詳細

意見公募手続に付した条例案における前文	意見の詳細
<p>平成23年3月11日午後2時46分、国内観測史上最大の規模となる東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震は、<u>広く一般に普及した想定</u>を遥かに超える規模の大津波を発生させ、この大津波は、<u>正に人知を超えた猛威</u>を振るい、多くの尊い人命、財産を一瞬にして奪い去り、かけがえない私たちのふるさとに未曾有の被害をもたらした。<u>原子力発電所の事故をも生み</u>、後に東日本大震災と呼ばれることとなったこの災害は、南三陸町、宮城県のみならず、太平洋沿岸の各地域、そして我が国に甚大な被害、影響を及ぼし、<u>私たちは</u>、自然に対する人の無力さ、自然に立ち向かうことの限界を改めて痛感した。</p> <p><u>こうして記憶される自然災害</u>に加え、私たちの日々の暮らしには、都市化や人間関係の希薄化が進むにつれ増加し凶悪化する犯罪、生活環境の利便性が向上するにつれ増加し重大化する事故といった危険も存在する。これらは、各個人の力では到底防ぎきれず、<u>私たち人類</u>の共通した願いである安全で安心できる日々の暮らしを脅かすものとして、<u>今この時も存在する</u>。</p> <p>私たちの生命、財産及び暮らしを守るためには、安全で安心できるまちづくりについて、私たち自身が考え、積極的に、かつ、協働して進めていかなければならず、それこそが、未来の命、暮らしをも守ることにつながると確信する。そしてまた、そうしたまちづくりを、東日本大震災により大きな被害を受けた私たちだからこそできると信じ進め、発信していくことは、東日本大震災の発生後において全国、世界中から寄せられた数え切れないほどの支援に応える使命であると考えている。</p> <p><u>ここに</u>、未来にわたり海、山と共に生き、誰もが安心して暮らせる安全なまちの創造を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>「広く一般に普及した想定」とあるのは「想定」とすべき。</p> <p>「正に人知を超えた猛威」とあるのは「想像を絶する猛威」とすべき。</p> <p>「原子力発電所の事故をも生み」とあるのは「原子力発電所の事故を誘発し」とすべき。</p> <p>「私たちは」とあるのは「誰もが」とすべき。</p> <p>「こうして記憶される自然災害」とあるのは「こうして記憶された自然災害」とすべき。</p> <p>「私たち人類」とあるのは「人類」とすべき。</p> <p>「今この時も存在する」とあるのは「今この時も存在している」とすべき。</p> <p>「ここに」とあるのは「よってここに」とすべき。</p>